

## 川崎市告示第118号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第49条第2項第3号に掲げる事項について第25条第6項の届出を受けたので、第53条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和8年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

名称	変更年月日	変更事項	変更前	変更後
特定非営利活動法人川崎市サッカー協会	令和7年 11月22日	主たる事務所の所在地 (定款第2条)	この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目526番地23 武蔵小杉マンション104に置く。	この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。